

自由民主党及び公明党が公表した平成 31 年度税制改正大綱において、相続税・贈与税のあり方で、「資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討」と題する部分があります。

1. 税制改正大綱では（以下のように記載されています。アンダーラインは山本が付した。以下同じ。）

高齢化の進展に伴い、いわゆる「老々相続」が課題となる中で、生前贈与を促進する観点からも、遺産移転の時期の選択に中立的な税制の構築が課題となっている。諸外国の制度をみると、生前贈与と相続に対して遺産税もしくは相続税を一体的に課税することにより、資産移転の時期の選択に中立的な税制が構築されている例がある。一方、わが国においては、平成 15 年に相続時精算課税制度が導入されており、本制度の適用を選択すれば、生前贈与と相続に対する一体的な課税が行われるが、本制度は必ずしも十分に活用されていない。今後、諸外国の制度のあり方も踏まえつつ、格差の固定化につながらないように、機会の平等の確保に留意しながら、資産移転の時期の選択に中立的な制度を構築する方向で検討を進める。こうした検討の進捗の状況を踏まえ、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、次の適用期限の到来時に、その適用実態も検証した上で、両措置の必要性について改めて見直しを行うこととする。

2. 政府税制調査会の説明資料では（財務省作成）

贈与税については、相続税の課税回避を防止する観点から、相続税に比べて高い税負担水準が設定されてきた。しかし、高齢化の進展に伴って相続による次世代への資産移転の時期が大幅に遅くなったため、資産移転の時期の選択に対する中立性を確保することが重要となった。このため、平成 15 年度税制改正において、相続税・贈与税の一体化措置である相続時精算課税制度が導入された。直近では、デフレ脱却・経済再生を早期に実現するという観点から、高齢者が保有する資産の早期移転を促すため、時限措置として各種の非課税措置が設けられている。これらの措置は、資産が子・孫といった家族内のみならず非課税で承継され、格差の固定化につながりかねない面もあることから、今後、期限の到来を見据えて、見直しを行っていく必要がある。

その際、高齢者の資産保有が増加し、「老々相続」が一層進んでいる現状を踏まえると、贈与税については、資産移転の時期の選択により中立的な制度の構築について、相続税との関係も含め、さらに幅広く検討していく必要がある。

3. わが国の相続税・贈与税の沿革

年	沿革
明治 38 年 (創設)	<ul style="list-style-type: none"> 遺産課税方式の採用 家督相続を優遇し、親疎により別税率適用 相続開始前 1 年以内の贈与財産について相続税の課税価格に加算
昭和 22 年	<ul style="list-style-type: none"> 民法改正 (昭和 22 年) で家督相続廃止 → 相続税もこれに伴い家督相続に係る規定を廃止 贈与者の一生を通ずる累積課税方式の贈与税の創設 (贈与者課税)
昭和 25 年 (シャープ 勧告)	<ul style="list-style-type: none"> 相続税・贈与税の一本化 遺産取得課税方式へ移行 取得者の一生を通ずる累積課税方式を採用
昭和 28 年	<ul style="list-style-type: none"> 取得者の一生を通ずる累積課税方式を廃止 相続開始前 2 年以内の贈与は、相続に加算して課税 贈与のつど毎年課税する贈与税の創設 (取得者課税)
昭和 33 年	<ul style="list-style-type: none"> 税額の計算方式を法定相続分に応じ計算する方式に見直し 相続開始前 3 年以内の贈与は、相続に加算して課税 3 年以内に同一人から贈与があった場合の贈与税の累積課税制度 (3 年累積課税制度) の導入
昭和 50 年	<ul style="list-style-type: none"> 贈与税の 3 年累積課税制度の廃止
平成 15 年	<ul style="list-style-type: none"> 相続税・贈与税の一体化措置 (相続時精算課税制度) の導入

(出典：政府税制調査会会議資料)

(文責：山本和義)

4. 近い将来改正されると予想される内容

贈与税は相続税の補完税としての役割を担っているが、暦年贈与においては毎年 40 万件ほどの贈与税の申告があり、贈与財産に対する贈与税の負担割合は 14% 程度となっている。相続財産への加算 (生前贈与加算の規定) は、相続開始前 3 年以内の贈与に限定され、贈与税が相続税の補完税として十分に機能していないとも考えられる。一方、相続時精算課税制度は年間 5 万件程の申告件数で推移し、親の世代から子へ財産の移転が進んでいない現実がある。

平成 15 年には「贈与税の申告内容の開示請求制度」が創設され、平成 28 年からは順次マイナンバーを税務関係書類に記載することとされており、電子申告制度も定着してきている。

相続税・贈与税の沿革にもあるように、資産移転の時期の選択に中立的な制度として、贈与財産を「一生を通ずる累積課税方式」とする環境が整いつつある。(昭和 50 年には、3 年累積課税制度が廃止されたが、その理由は制度の簡素化を図ることとされていた。)

今後、贈与税は相続時精算課税制度へ一本化するか、生前贈与加算の期間を大幅に延ばすなどの見直しが予想される。